

仕 様 書

1. 件名

便器用洗浄殺菌装置等の賃貸借及び保守業務

2. 対象支局・事務所及び設置数

別紙のとおり

3. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 業務の内容

- (1) 便器用洗浄殺菌装置の設置
- (2) 便座除菌クリーナー装置の設置
- (3) トイレ室内消臭・芳香装置の設置
- (4) 各装置及び薬剤等の点検・保守
- (5) 各装置の薬剤等の交換・補充
- (6) 修理・点検時の部品交換

5. 業務仕様

(1) 共通項目

- ①装置は借用とする。
- ②装置の設置及び撤去にかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。
- ③装置の通常の使用中における破損及び故障に対する処置は、原則として受注者の負担とする。なお、その他については、発注者及び受注者の協議とする。
- ④使用される薬剤及び芳香剤について、毒物及び劇物取締法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の安全性基準に適合していること。
- ⑤装置の点検は、定期的に年6回以上とすること。
- ⑥薬剤・芳香剤等の消耗品の交換・補充は、2ヶ月に1回以上点検を行い、不足することがないようにすること。
- ⑦装置の故障、破損等、緊急事態が発生した場合には、直ちに専門技術者を派遣し必要な処置を行うこと。
- ⑧保守点検中に発見した装置の異常については、監督職員に連絡し、指示に従い必要であれば適切な処置を行うこと。

(2) 男性小便器及び和式・洋式用便器洗浄殺菌装置の設置

- ①男性小便器用装置は衛生器具用給水装置の二次側以降の配管に設置すると共に、自動洗浄機能と洗浄殺菌装置機能は一体であること。
- ②装置は衛生器具に対し必要十分な薬剤の供給が可能な容量を確保しており、衛生陶器内部全面に対し行き渡り洗浄効果を有すること。

③薬剤は殺菌洗浄効力と安全性の点を重視したものを使用すること。

(3) 便座除菌クリーナー装置の設置

①壁面に固定するもので、高齢者等も簡易に使用可能なものであること。

②素早く蒸発し、肌へのベタつきや、衣服へシミが残らない液状の除菌剤を使用し、トイレットペーパー等を利用して使用できる構造であること。

③薬剤は殺菌力が証明されており、人体へ危害を及ぼす可能性のないものであること。

(4) 消臭芳香装置

①壁面に固定し、一般的に不快とされる臭いを消臭し、かつ、刺激臭となりえない芳香剤を定期的に散布させるものであること。

②電源装置内蔵型とする。

6. その他

(1) 作業にあたり、建物、工作物、備品等の損傷の防止に努め、損傷、汚損した場合は直ちに監督職員に報告するとともに、受注者の責において完全に修復すること。

(2) 作業にあたり、通常業務及び、職員・来客者等に支障の無いよう十分に配慮すること。

(3) 作業終了後は、残屑物の処分等入念に片付けを行うこと。

(4) 作業終了後、検査職員による検査を受け、検査合格後、作業報告書を提出し、作業を完了するものとする。

(5) 作業中疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ指示に従うこと。

(6) 契約終了後は速やかに装置を取り外し、現状復帰を行うこと。

(7) 本契約は中部運輸局及び独立行政法人自動車技術総合機構並びに受注者の3者契約とし、当方が指定する金額にて分割し各々に請求すること。

支局・事務所名	装置の種類・設置数			
	小便器用洗浄殺菌装置	和式・洋式用便器用 洗浄殺菌装置	便座除菌クリーナー	消臭・芳香装置
愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1-1-2	7	0	5	3
西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46	3	0	6	4
小牧自動車検査登録事務所 小牧市新小木3-32	3	0	5	1
豊橋自動車検査登録事務所 豊橋市神野新田町字京ノ割20-3	4	0	4	4
静岡運輸支局 静岡市駿河区国吉田2-4-25	5	2	4	0
沼津自動車検査登録事務所 沼津市原字古田2480	3	0	3	0
浜松自動車検査登録事務所(R5.4~6) 浜松市東区流通元町11-1	3	0	4	2
浜松自動車検査登録事務所(R5.7~R6.3) 浜松市東区流通元町11-1	4	0	7	5
岐阜運輸支局 岐阜市日置江2648-1	7	0	8	6
飛騨自動車検査登録事務所 高山市新宮町830-5	2	4	4	4
三重運輸支局 津市雲出長常町字六ノ割1190-9	3	0	4	2
四日市自動車検査場 四日市市八田3-7-41	3	0	0	2
福井運輸支局 福井市西谷1-1402	2	7	5	2
合計(R5.4~6)	45	13	52	30
合計(R5.7~R6.3)	46	13	55	33